

付注 3-8 税源移譲等シミュレーションの実施方法について

1. 実施の概要

- ・ 対象はすべての都道府県及び市町村（47 都道府県、671 市、2,558 町村、23 区も含む）の普通会計。したがって、公営企業会計などは含めない。
- ・ 対象期間は 99 年度。
- ・ 国税：地方税が概ね 5：5 となる場合を想定。
- ・ 所得税から個人住民税へ、国の消費税から地方消費税への税源移譲を行った。
- ・ 移譲額に相当する額の地方交付税、国庫支出金を削減し、税収中立とする。
- ・ 同時に普通建設事業費を 1 割削減し、歳入面における見直しの効果も織り込む。
- ・ 各地方公共団体の税収状況に応じて個別に移譲額等を算出。全体としての歳入構造の変化、財政力の向上、不交付団体数の増加状況などを検討。
- ・ 99 年度に実施された恒久的な減税の影響については考慮していない。

2. 個人住民税

(所得割についてフラット税率を採用)

個人住民税のうち、税収の大半(99年度決算で98.1%)を占める所得割について実施し、均等割については現状維持と想定。現在は3段階の累進税率(5%、10%、13%)となっているが、移譲の方法としては、①現在の累進段階を維持したまま各段階に一定の税率を加算する方式(それぞれに1%ずつ上乘せするなど)、②累進構造をなくして全ての所得に対して一定の税率を課す比例税率とする方式、が考えられる。①と②を比較して、より税収の地域的偏在性が小さいと考えられる比例税率でシミュレーションを実施。具体的には、10%(都道府県3%、市町村7%)とする。

※現在の税率(個人住民税所得割の標準税率)

課税所得 階 級	市町村民税		道府県民税	
	税率	控除額	税率	控除額
～200万円	3%		2%	
200～700万円	8%	100,000円		
700万円以上	10%	240,000円	3%	70,000円

(各地方公共団体の税収増加額)

各団体別に、個人住民税所得割の課税標準額の総額に上記の比例税率をかけ、移譲後の税額を算出。現行制度における算出税額との差額が理論上の税収増加額となる。これに税の徴収率をかけることで、税収増加額を算出。

- ・ 課税標準額

各都道府県が総務省の依頼により実施する「市町村税課税状況等の調」による。全市町村分について、各都道府県に依頼し、提供を受けた。

- ・ 税の徴収率

「地方財政統計年報」の個人住民税所得割の徴収率(各団体の実績値)を使用。ただし、データの制約から、都道府県、政令指定都市、中核市以外の市町村については都道府県別徴収率を使用した。

$$\text{税収増加見込額} = (\text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{従前の算出税額}) \times \text{徴収率}$$

3. 地方消費税

現在、消費税は5%であるが、このうち4%は国税としての消費税、1%は地方消費税である。国がまとめて徴収し、地方に納付する方式を取っているため、この納付する税率を変更することで地方への税源移譲が可能である。国税の1.5%を移譲して国税2.5%、地方税2.5%とする。

なお、都道府県間の調整及び都道府県から市町村への交付の仕組みは、現行と同様とした。

- ・ 消費税の配分方法

国(税務署)が、国税分と地方消費税をまとめて徴収する。地方分は国から事業者の所在する都道府

県に一旦納付されるが、その後、都道府県ごとの「商業統計の小売年間販売額その他消費に関連した基準」に基づいて精算（配分）される。

また、都道府県間での精算が終了した地方消費税は、税収の 1/2 の額が人口・従業者数の規模に応じて「地方消費税交付金」として各市町村に交付される。

（各団体における税収額）

地方消費税は上記のような調整・配分が行われているが、決算統計上は全額が都道府県の税収とされ、市町村へ交付される分は都道府県からの交付金として処理されている。これを、今回のシミュレーションにおいては、最終的に税金が帰着する団体の税収として取り扱った。つまり、市町村分の税収は、各市町村における都道府県からの地方消費税交付金の額とした。都道府県分の税収は、都道府県間の精算後税収額から各市町村へ交付した地方消費税交付金の額を控除したものとした。ただし、町村分についてはデータを入手できなかったため、都道府県の歳出額（地方消費税交付金）と上記の消費税配分基準（人口及び従業者数）から交付金額を算出した。

移譲額については、都道府県分・市町村分とも、現在の税収額を税率 0.5%相当（1%の半分ずつ）とみなし、移譲する税率をかけることで移譲額を算出した。

4. 税源移譲額に相当する地方交付税、国庫支出金の減額

税収中立な税源移譲とすることを条件としているため、移譲額に相当する額の国税を減税するとともに、国からの財政移転（地方交付税、国庫支出金）を同額削減する。

地方交付税については、税源移譲に伴って基準財政収入額が増加することにより、自動的に縮小する。基準財政収入額に算入される額は、税源移譲額から留保財源分（都道府県 20%、市町村 25%）を除いた額であり、この金額に相当する地方交付税額が削減される。

なお、国庫支出金の削減については、どのような性質の支出金が削減されるかによって、各団体の歳入額がどの程度減少するかが分からない。ここでは、便宜上、税源移譲総額から地方交付税減少総額を控除した額を国庫支出金総額の削減にあてることとした。このようにして求めた国庫支出金削減額を、99 年度の各団体の国庫支出金のシェアで比例配分して各団体へ割り振った。

$$\boxed{\text{税源移譲総額}} = \boxed{\text{地方交付税減少総額}} + \boxed{\text{国庫支出金減少総額}}$$

5. 普通建設事業費の削減を歳入に反映

税源移譲により歳入面での財政基盤強化を図ると同時に、歳出を見直すことにより財政の健全化を図る必要がある。普通建設事業費は、90 年代にとりわけ高い伸びを示しており、「地方財政の状況」によれば、99 年度決算において普通建設事業費は地方全体で約 26 兆円であり、歳出全体の 25.7%を占めている。そこで、ここでは歳出見直しの一例として普通建設事業費を削減することとし、それによる歳入面における見直し効果も織り込んだ。

具体的には、各地方公共団体の普通建設事業費を 1 割削減することとし、これによる歳入への影響を地方交付税、国庫支出金、地方債それぞれにつき計測した。

地方交付税については、基準財政需要のうち投資的経費相当額の1割を削減した。各団体別の基準財政需要内訳が不明であるため、総額での割合（都道府県22.2%、市町村26.9%）を用いて各団体の削減額を算定した。

国庫支出金については、各地方公共団体の歳入のうち普通建設事業費支出金の1割を削減した。ただし、町村分については普通建設事業費支出金の個別データが無いため、国庫支出金のうちの普通建設事業費支出金の割合を都道府県地域別に求め、各町村の国庫支出金にかけることで普通建設事業費支出金を算出した。

地方債については、普通建設事業費全体の財源に占める地方債の割合（都道府県42.8%、市町村37.9%）を各団体の普通建設事業費にかけることで、普通建設事業費にかかる地方債を各団体別に求め、その1割を削減した。

6. 使用した統計

- ・ 「地方財政統計年報」「都道府県決算状況調」「市町村別決算状況調」
「国勢調査」「事業所・企業統計調査報告」（総務省）
- ・ 「国税庁統計年報書」（国税庁）
- ・ 「財政統計」（財務省）
- ・ 「市町村税課税状況等の調」（各都道府県実施）

7. 参考文献

- ・ 東京都税制調査会（2000）「東京都税制調査会答申—21世紀の地方主権を支える税財政制度—」
- ・ 神野直彦・金子勝（1998）「地方に税源を」（東洋経済新報社）
- ・ 住友生命総合研究所（2001）「地方への税源移譲を考える～財政再建と地域活性化への道～」
- ・ 林 宏昭（2001）「これからの地方税システム」（中央経済社）

8. 税源移譲シミュレーションの主な結果（総括表）

都道府県

	現状	改革後 (現状からの変化幅)
歳入総額 (億円)	550,792	-15,268
地方税	164,330	29,306
地方交付税	111,323	-24,683
国庫支出金	100,539	-13,374
地方債	76,305	-6,517
その他	98,295	0
地方税/歳入 (%)	30.0%	33.0%
財政力指数	0.41	0.51
地方税収入の変動係数	0.34	0.30
不交付団体		
団体数	1	2
団体数割合 (%)	2.1%	4.3%
居住人口割合 (%)	9.3%	14.8%

市町村

	現状	改革後 (現状からの変化幅)
歳入総額 (億円)	546,592	-10,673
地方税	198,124	38,941
地方交付税	97,319	-27,247
国庫支出金	63,004	-17,840
地方債	52,318	-4,527
その他	135,827	0
地方税/歳入 (%)	36.0%	44.0%
財政力指数	0.40	0.50
地方税収入の変動係数	0.61	0.55
不交付団体		
団体数	107	253
団体数割合 (%)	3.3%	7.8%
居住人口割合 (%)	12.4%	38.6%

- (備考) 1. 国税：地方税＝5：5となるように税源移譲した場合。
 2. 普通建設事業費を1割削減している。
 3. 99年度ベース。47都道府県、3,252市町村（特別区含む）を対象。